新約全書使徒パウロロマ人ゐ贈れる書

第一章

一イエスキリストの僕パウロ召れて使徒となり神の福音の爲に選る　二この福音い從前より其預言者たちに託て聖書ゐ誓ひ給へるものゐて　三其子われらの主イエスキリストを指て示せり彼い肉體ゐ由バダビデの裔より生れ　四聖善の靈性に由ゑ甦りし事によりて明かに神の子たること顯れたり　五われら彼より恩惠と使徒の職を受これ其名の爲に萬國の人々をして信じ從ゑせんと也　六爾曹も其人々の中に在てイエスキリストの召を受し者ゐり　七我すべてロマに在ところの神に愛しまれ召を蒙り聖徒と爲る者にゑで書を贈る爾曹願くい我儕の父なる神ゐよび主イエスキリストより恩惠と平康を受よ○　八先ゐんぢらの信仰を世こゝりて傳揚たるゞ故にイエスキリストに賴て爾曹衆人ゐ就わが神ゐ感謝す　九我ろの子の福音に於て心を以て事る所の神い我が不斷ゐんぢらを懷ふ其證なり　十わゑ祈禱ごとに終にい神の旨意に適ひて平坦ある途を之速かに爾曹に到ることを求む　十一われ爾曹を見んことを深く願い爾曹を堅固せん爲ゐ靈の賜を予へんと欲へゑ也　十二すなはち我ゐんぢらの中ゐ在バ互の信仰ゐよりて相共に安慰を得べし　十三兄弟よ我ゑゑゑゑ志を立ゐんぢらに到り他の邦人の中に在ごとく爾曹の中よりも果を得んとせしかども今に至りて尙阻げらる此を爾曹ゞ知ざるを欲まず　十四我いギリシヤ人及び異邦人また智人ゐよび愚人にも負る所あり　十五是故に我力を盡して福音を爾曹ロマゐある人々ゐも傳んことを願ふ　十六我い福音を恥とせず此福音いユダヤ人を始ギリシヤ人すべて信ずる者を救んとの神の大能たれゑ也　十七神の義い此ゐ顯れて信仰より信仰ゐ至れり錄して義人い信仰ゐ由て生べしと有が如も○　十八うれ神の怒い不義をもて眞理を抑る人々の凡の不虔不義ゐ向て天より顯る　十九蓋人の知べき所の神の事情い人に顯明にして既ゐ神これを人ゐ顯し給

イ 徒廿二〇廿一 罪前一〇一　加一〇一 提後一〇十一　ロ 徒九〇十五 十三〇二　ハ 羅一〇十五 加一〇七 提後一〇十一　ニ 加三〇十一 十六〇十六　ホ 太一〇六十六 路一〇廿 二 徒二〇廿 提後二〇八　ヘ 約一〇十四 加四〇四　ト 來九〇十四　チ 徒十三〇廿三 羅十一〇三 十五〇十五 罪前十五〇十 加一〇十 五九〇二　リ 羅十一〇八 十五〇十五　ヌ 徒九〇十五　ル 徒六〇七 羅十六〇廿六 罪前一〇三 哥後一〇二　ラ 羅九〇廿四 加一〇三　ワ 羅九〇廿四 哥前一〇二　カ 羅十六〇十九 撒前一〇八　ヨ 罪前一〇四 腓一〇三 西四〇三 四 撒前一〇二 門　タ 約四〇廿三、廿四 腓三〇　レ 徒廿七〇廿三 提前一〇三　ソ 撒前三〇十　ツ 羅九〇一 哥後一〇廿三 腓一〇八 撒前二〇五　子 羅十五〇廿三、廿二 撒前三〇十　ナ 羅四〇十五　ラ 羅十五〇廿九　ム 多一〇四 彼後一〇一　ウ 羅十五〇廿三　非 腓四〇十七　ノ 徒十六〇七　オ 哥前九〇十六　ク 腓四十九、十 可八〇廿八 提後一〇八　ヤ 路二〇廿 廿一 廿二 廿四 〇四十七 徒三〇廿六、十三〇廿六、四十六 羅二〇九　マ 哥前一〇十八、十ザ〇二　ケ 羅三〇廿一　フ 路二〇十一 約三〇廿六 加三〇十一 腓三〇九 來十　コ 徒十七〇廿 啓五〇六 西三〇六　エ 徒十四〇十七　テ 約一〇九

へを也　二十 うれ人の見ことを得ざる神の永能と其神性とい造られたる物わより創世より以來さとり得て明かわ見べし是故わ人々推諉べきやうなし　二一 既に神を知て尚これを神と崇めず亦謝することをせず反て其思念を亂し其愚おる心曚昧おれり　二二 自ら智と稱へて愚魯おる者とおり　二三 朽壞ざる神の榮光を變て朽壞べき人および禽獸昆蟲の像わ似す　二四 是故わ神い彼等を其心の慾を縱肆にするに任せて互に其身を辱しむる汚穢わ付せり　二五 彼等い神の眞を易て僞となし造物主よりも受造物を崇奉りて之に事ふ神い永遠頌美べきもの也アーメン　二六 此わ緣て神い彼等ご恥べき慾をなすに任せ給へり其婦女さへも順性の用を變て逆性の用とみす　二七 此の如く男子い亦婦女の順性の用を棄て互わ嗜慾の心を熾し男と男と恥ることをおして其悖戻わ當るべき報を己ご身に受たり　二八 かれら心わ神を存ることを願ざれご神も彼等が邪僻おる心を懷て行まじきことを行わ任せ給へり　二九 諸の不義惡慝貪婪暴很を充す者また妬忌凶殺爭鬪詭譎刻薄を盈す者　三十 また讒害毀謗をおし神を怨む者狎侮傲慢矜夸議詐父母わ不孝　三一 頑梗背約不情不慈おる者　三二 凡て此等を行ふ者い死罪わ當るべき神の判定を知ておは自ら行ふのみならず亦之を行ふ者をも喜べり

第三章

是故わ凡う人を議る所の人よ爾推諉べきおし爾他人を議るい正く己の罪を定る也うい議る所の爾も同く之を行へを也　二 此の如く行ふ者を罪する神の審判い眞理に合へりと我儕い知　三 此等の事を行ふ者を議て同く之を行ふ人よ爾神の審判を免れんと意ふ乎　四 なんぢ神の豐厚おる仁慈と寬容なると恒忍たまふとを藐視する乎うの仁慈い爾を悔改に導くなるを知ず　五 剛愎わして悔おきの心わ循ひ己の爲わ神の怒を積て其義鞫の顯れん震怒の日わ及ぶなり　六 神い人の行わ循ひて各人わ其報を爲べし　七 耐忍て善を行ひ榮光と尊貴と不朽壞とを求る者にい永生をもて報ん　八 然ども爭鬪をなし眞理に順たず不義わつく者わい報るわ忿と怒と患難辛苦とを以てす此いユダヤ人を始ギリシヤ人凡て惡を行ふ人わ及ぶなり　九 ユダヤ人を始ギリシヤ人すべて善を行ふ人わい榮光と尊貴と平康とを以て報ゆべし　十 れ神わい偏視おかれご也　十一 凡う律法おくして罪を犯せる人い律法なくして亡び律法ありて罪を犯せる人い律法ふ照て審判を受べし　十二 神れ前わ義と爲るゝい律法をきく者わ非ず義と爲るゝい律法を守る者なり　十三 うれ律法なきの異邦人もし本性のまゝ律法わ載たる所を守らを律法なしと雖も己れ律法たる也　十四 彼等うの心わ銘されたる律法の工を表彰し其良心これが證をなして其思念たがひわ或い貶あるひい褒ることを爲り　十五 うれ審判い我が福音わ云る如く神イエスキリストをもて人れ隱微たる事を鞫かんヨわ成べし○　十六 爾もしユダヤ人と稱へ律法を恃み神わるを誇り　十七 うの旨を去り律法わ習て是非を辨へ　十八 自ら瞽者の相黑暗わをる者の光　十九 愚なる者の師童蒙の傅と意ひ又律法わ於て眞理と知べき事との式を得たりとせば　二十 何ゆを人を敎へて自己を敎ざる乎なんぢ人わ竊む勿れと勸て自ら竊する乎　二十一 なんぢ人わ姦淫する勿れと諭して自ら姦淫する乎なんぢ偶像を惡て自ら殿の物を干す乎　二十二 なんぢ律法わ誇て自ら律法を犯し神を輕しむる乎　二十三 神の名い爾わ緣て異邦人の中わ謗讟れたりと錄されしが如し　二十四 爾もし律法を行たゞ割禮い益あり若し律法を犯さご爾ご割禮い割禮おきご如なるべし　二十五 是故わ割禮なき者も若し律法の義を守らご其割禮おきも割禮せりと謂ざるを得ん乎　二十六 うれ本性のまゝ割禮おくして律法を守る者い儀文と割禮をもて尚律法を犯す爾ご罪を定めん　二十七 明わユダヤ人たるも實のユダヤ人わ非ず明わ身わ割禮あるも實の割禮わ非ず　二十八 反て隱わユダヤ人たる者い實のユダヤ人たり又割禮い靈わ在て儀文わ在ず心の割禮い眞なり其譽い人わ由ず神わ由り

第三章

然ちバユダヤ人の長處い何ゑ耶ゑまた割禮の益する所い何ゑ耶　二 ろい凡の事ゑ於て益ゑほし先第一い神の諭をもて彼等ゑ託ね給へること也　三 爰ゑ信せざる者あれど其を如何ろの不信い神の信を廢べき乎　四 非ず凡の人を僞とするも神を眞とすべし爾の告る言い義とせられ爾ゑ鞫るゝとき勝を得んと錄されたる如し　五 我僞が不義もし神の義を彰すとせむ我何を言べきか怒を加ふる神い不義ゑるや此いろれ人に由て言のみ　六 然こと有じ若し然こと有バ神如何して世を鞫かん耶　七 もし神の眞わゞ僞ゑ因て顯れ其榮光いや增バ我何でなほ罪人と爲きん乎　八 如此あらバ我僞ゑ誣らるゝ如く善を來らせんとて惡を作い宜らずや此を我僞ゑ言と云る者あり斯る人の罪せらる可い宜なり　九 然ちバ如何ゑ耶われら勝れるか決てなし蓋わきら既ゑユダヤ人もギリシヤ人も皆罪の下ゑ在ことを證せり　十 錄して義人なし一人も有なしとあるゑの如し　十一 明達者なく神を求る者ゑし　十二 みゑ曲て全く邪となれり善を作ものなし一人も有なし　十三 ろれ喉い破れし塋ろの舌い詭詐をなし其唇ゑい蝮の毒を藏り　十四 ろの口い詛と苦とゑて滿　十五 ろの足い血を流さんゑの爲ゑ疾し　十六 殘害と苦難い其途ゑ遺れり　十七 彼等い平康なる道を知ず　十八 ろの目前ゑ神を畏るの儻あることなし　十九 ろれ律法の言ところい其下にある者に示すと我僞い知こい各人の口塞り又世の人こゑりて神の前に罪ゑる者と定らん爲なり　二十 是故ゑ律法の行ゑ由て神の前ゑ義と爲るゝもの一人だゑ有ことなし蓋律法に由て罪い知るゝ也○　二一 今律法の外ゑ神の人を義とし給ふことい顯れて律法と預言者い其證をゑせり　二二 即ちイエスキリストを信ずるに由て其義を神い凡の信者ゑ賜ふて區別なし　二三 ろい人みな既ゑ罪を犯せバ神より榮を受るゑ足ず　二四 只キリストイエスの贖ゑ賴て神の恩をうけ功なくて義とせらるゝ也　二五 神い忍て已往れ罪を寬容に爲給ひしかど其義を彰さんとてイエスを立て挽回の祭物とゑせり即ち其血を信ずる者の

イ 申四〇七、八 詩百四十七、十九、廿 羅三〇十八、九〇
ロ 羅一〇十六 來四〇二
ハ 民廿三〇十九 羅九〇六、十一〇廿九 提後二〇十三
ニ 詩六十二〇九、百十六〇十
ホ 詩三〇廿三
ヘ 詩六十二〇九、百十六〇十
ト 詩五十一〇四 加三〇十五
チ 羅六〇十九 伯八〇三、
リ 創十八〇廿五 伯八〇三、廿四〇十七
ヌ 羅五〇廿六、一十五
ル 羅三〇廿三 加三〇廿二
ワ 詩十四〇一、二、三、五十三
カ 詩五〇九 耶五〇十六
ヨ 詩百四十〇三
タ 詩十〇七
レ 羅一〇十六 箴五十九〇
ソ 詩廿六〇一
ツ 詩十〇廿四十五〇廿五
チ 伯五〇十六 詩百七〇四十
ナ 羅二〇二、九〇廿三
ラ 詩百十三〇二 徒十三〇
ム 羅七〇七
ウ 徒十五〇十一 羅一〇十七
ヰ 詩三〇九 來十一〇四
ノ 羅一〇二 彼前一〇十
オ 羅四〇
ク 羅十〇十二
ヤ 羅三〇九十一 加三〇廿八
マ 太廿三〇廿二
ケ 羅四〇十六 詩三〇五、
コ 徒十七〇廿 來九〇十五
エ 西一〇廿

挽回の祭物たる也　二六 神いイエスを信ずる者を義とするとも尙みづから義たらん爲ゑ今ろれ義を彰さんとす　二七 然バ誇ところ安に在や有ことなし何の法をもて無とするか行の法か非ず信仰の法ゑり　二八 故に我ゑもふに人の義とせらるゝい信仰ゑ由て律法の行ゑ由ず　二九 神い獨ユダヤ人のみに神なる乎また異邦人の神ならずや然また異邦人に神なり　三十 ろを割禮せし者をも信仰ゑ由て義とし亦割禮なき者をも信仰ゑ由て義とする神い一位なれバ實に然り　三一 さらバ我僞信仰をもて律法を廢るや然らず返て律法を堅固する也

第四章

然バ我僞が先祖アブラハムい肉體ゑついて何の得し所ありと言ん　二 若アブラハム行に由て義と爲れたらんにい誇るべき所あり然ど神の前にい有ことなし　三 ろい聖書に何と云るかアブラハム神を信ずろの信仰を義と爲れたり　四 工を作もの〳〵價を恩と稱ず受べきもの也　五 然ど工なき者も不義ゑる者を義とする神を信じて其信仰を義と爲れたり　六 工なく神に義とせらるゝ者の福ゑることい正にダビデゑ言る如し　七 云ろの不法を免され其罪を蔽るゝ者い福なり　八 主の罪を負せざる人い福なりと　九 この福ゑ割禮の者にあるや割禮なき者にあるや抑われらアブラハムい其信仰を義と爲れたりと言り　十 然バ如何ゑ義と爲れしや割禮を受し後なる乎また割禮を受ざる前なるか割禮を受し後ならず割禮を受ざる前ゑり　十一 かつ割禮の號を受しい未だ割禮を受ざる前に信仰に由て義と爲れたる印證なり此い割禮を受ざる凡の信者の父にして彼等の義とせられん爲なり　十二 また割禮を受る者の父となれり唯割禮にのみ由ず我僞ゑ父アブラハムの割禮を受ざりし時の信仰の跡を履ものゝ爲ゑり　十三 蓋アブラハムと其子孫とに世界の嗣子たることを得させんとの神の約束い律法ゑ由ゑ非ず信仰の義ゑ由り　十四 若ろの律法に從もの嗣子たることを得バ信仰も虛く約束も亦廢るべし　十五 ろい怒を來するものい律法なり律法なく犯すことも有ゑし　十六 是故に信仰

テ 刊十六〇十五 詩巻二〇二、四〇十
ア 羅二〇十七、廿三、四〇二 詩前一〇廿九、廿一 申二〇九
サ 徒十三〇八、廿九、三〇廿、廿二、廿二、八〇三 加二〇十六
キ 羅十〇十二、十三 加三〇八、廿〇廿八
イ 詩五十一〇二 太三〇九 詩八〇廿三、廿九 耶夜十一〇廿二
ロ 羅三〇七、廿七、廿八 加三〇六 雅二〇廿三
ハ 創十五〇六
ニ 羅十一〇六
ホ 雅廿四〇二
ヘ 詩廿二〇二、三
ト 創十七〇十
チ 路十九〇九 羅四〇十二、十六 加三〇七
リ 創十七〇四 加三〇廿九
ヌ 加三〇十八
ル 羅三〇廿五〇十三、廿七 〇五十六、十〇十一 耶後三〇七、九 加三〇十、十九 詩巻三〇四、十五
ワ 詩十〇十一 耶後三〇七、九 加三〇十、十九 詩巻三〇四、十五
カ 詩五〇九 耶五〇十六
ヨ 詩百四十〇三
タ 詩十〇七
レ 羅一〇十六 箴五十九〇
ソ 詩廿六〇一
ツ 詩十〇廿四十五〇廿五
チ 伯五〇十六 詩百七〇四十
ナ 羅二〇二、九〇廿三
ラ 詩百十三〇二 徒十三〇
ム 羅七〇七
ウ 徒十五〇十一 羅一〇十七
ヰ 詩三〇九 來十一〇四
ノ 羅一〇二 彼前一〇十
オ 羅四〇
ク 羅十〇十二
ヤ 羅三〇九十一 加三〇廿八
マ 太廿三〇廿二
ケ 羅四〇十六 詩三〇五、
コ 徒十七〇廿 來九〇十五
エ 西一〇廿

に由て得させ給ふ恩に由せて其約束をアブラハムの諸の子孫ゐ堅固せんがため也たゞ律法を有る者のみならず亦アブラハムの信仰ゐ效ふ者に及べり　我ゐんぢを立て多の國民の父と爲りと錄されたる如くアブラハムい其信ずる所の神すなはち死し者を生し無ものを有し如く稱ふる神の前ゐ於て我儕衆人の父たる也　彼い望べくもあらぬ時になほ望て多の國民の父と爲んことを信ず蓋なんぢの子孫かくの如ならんと言たまひしに因てなり　彼ろの信仰淺からざれば齡おほよろ百歳にして已が身の既に死るゞ如きとサラが胎の死るゞ如きをも顧みず　不信をもて神の約束を疑ふことなく反て其信仰を篤して神を尊め　神い其約束し給ふ所を必ず成得べしと心ゐ決む　是故に其信仰義と爲れたり　ろれ信仰に由て義とせられたりと錄されしい特かれの爲のみならず亦われらの爲ゐ錄されし也　我儕もし我主イエスを死より甦らし給神を信ぜば同く義とせらるゝ事を得べし　イエスい我儕が罪の爲ゐ解され又われらが義と爲られん爲ゐ甦らされたり

第五章　是故に我儕信仰に由て義とせられたれば神と和ぐことを得たり此い我主イエスキリストゐ賴てなり　亦われら彼により信仰によりて今居ところの恩ゐ入ことを得かつ神の榮を望て欣喜をなす　第これ耳ゐらず患難にも欣喜をなせり蓋患難い忍耐を生し　忍耐ゐ練達を生し練達い希望を生し　希望い羞を來らせざるを知こい我儕ゐ賜ふ所の聖靈ゐ由て神の愛われらの心に灌漑べなり　我儕なほ弱かりし時キリスト定りたる日に及て罪人のためゐ死たまへり　ろれ義人の爲に死るもの殆ど少なり仁者の爲ゐい死ることを厭ざる者もや有ん　然どキリストい我儕のなほ罪人たる時われらの爲ゐ死たまへり神い之ゐよりて其愛を彰し給ふ　今ろの血に賴て我儕義とせられたれば況て彼に由て怒より救るゝ事なからん乎

若われら敵たりし時に其子の死ゐよりて神ゐ和ぐことを得たらんゐい況て和を得たる今ろの生るに賴て救るゝことを得ざらん乎　たゞ此耳ならず我儕に和を得させ給ひし我主イエスキリストゐ賴て亦神を喜べり　然べ是一人より罪の世にいり罪より死の來り人みな罪を犯せべ死の凡の人に及たるが如し　律法を立られし時より前に罪い世ゐ有き律法おくべ罪い人ゐ歸することおし　然どもアダムよりモーセゐ至るまでアダムの罪と等き罪を犯さざりし者にも死い之に王たりアダムい即ち來らんとする者の模おり　然ど罪のことい恩賜のことの如きゐ非ず若し一人の罪に由て死るもの多からば況て神の恩と一人のイエスキリストに由る恩の賜とい多の人に溢ざらん乎　賜い一人より來る罪の如きに非ず蓋審判い一の罪より罪せられ賜い多の罪より義とせらるゝ也　もし一人罪を犯しゝゐより死この一人ゐ由て王たらんにい況て溢るゝの恩と義の賜を受る者い一人のイエスキリストゐより生ゐ在て王たらざらん乎　是故ゐ一の罪より罪せらるゝことの凡の人ゐ及し如く一の義より義とせられ生命を獲ことも凡の人ゐ及べり　ろも一人の逆に由て多く罪人とせられし如く一人の順ゐ由て多く義とせらるべし　律法を立るい罪を增ん爲なり然ども罪の增ところにい恩も愈增り　れ罪の死をもて宰れる如く恩も我儕が主イエスキリストゐ賴て永生ゐ至らせんぞの爲ゐ義をもて宰れり

第六章　然らば我儕何を言んや恩の增ん爲ゐ罪ゐ居べき乎　非ず我儕罪ゐ於て死し者なるに何でなほ其中ゐ於て生んや　イエスキリストゐ合んとてバプテスマを受し者い即ち其死に合んとて之を受しなるを爾曹知ざる乎　故ゐ我儕ろの死ゐ合バプテスマゐ由て彼と同ゐ葬るゝいキリスト父の榮に由て死より甦されし如く我儕も新き生命ゐ行べき爲なり　若われら彼の死の狀に等からば亦かれの復生にも等かるべ

ヌ 加二〇廿七、五〇廿四、六〇十四　瑪四〇廿二　西三〇
ル 西二〇十一　五九
チ 彼一四〇一
ソ 撒後二〇十一
カ 瑪一〇十八
ヨ 來九〇廿七、廿八
タ 路廿〇廿八
レ 羅六〇二
ソ 加二〇十九
ツ 詩十九〇十三、百十九〇百
子 羅七〇五　西三〇五　雅四〇一
ナ 羅十二〇一　撒後二〇廿四、四〇二
ラ 羅七〇四、六、八〇二　加五〇十八
ム 哥前九〇廿一
ウ 太六〇廿四　約八〇廿四　撒後二〇十九
井 撒後一〇十三
ノ 約八〇廿二　哥前七〇廿二　加五〇一　撒前三〇十六
オ 約八〇廿四
ク 羅七〇五
ヤ 羅一〇廿二
マ 約八〇廿二
ケ 創二〇十七　羅五〇十二　雅一〇十五
フ 羅二〇七、五〇十七、廿一
イ 哥前七〇廿九
ロ 太五〇廿二

し我儕の舊人かれと同に十字架ゐ釘らるゝい罪の身滅て今より罪ゐ役ざるぐ爲なるを我儕い知ろい死し者い罪より釋さるれば也　八我儕もしキリストと偕に死ばまた彼と偕に生んことを信ず　九キリスト死より甦りて復た死なず死もまた彼に主とならざるを知り　十是ろの死るい罪について一次死ろの生しい神について生しなり　十一如此なんぢらも我儕の主イエスキリストにより罪に就ていい自ら死る者また神に就ていい生る者なりと意ふべし　十二是故ゐ爾曹罪を死べき肉體ゐ王たらしめて其慾に徇ふ勿を　十三また爾曹の肢體を不義の器とおして罪に献ること勿れ死より甦りし者の如く己を神ゐ獻また肢體を義の器となして神ゐ事ふべし　十四蓋なんぢら恩の下ゐ在て律法の下ゐ在ざれば罪い爾曹ゐ主となること無れ也　十五然らば如何わ　ぢら恩の下ゐ在て律法の下ゐ在ざるが故ゐ罪を犯すべきか非ず　十六なんぢら身を献げ僕とおり誰に從ふとも其從ふ所の僕たるを知ざるか或い罪の僕とおらば死ゐ及び或い順の僕とおらば義ゐ及たん　十七然ども我神に感謝す爾曹い素罪の僕たりしかど今い既に授られし所の教の範に心より服ひて　十八罪より釋さる義の僕となるを心也　十九我いま人の言を藉て言るい爾曹ごの肉體よわき故なり爾曹ろの肢體を献て汚穢と惡の僕となり惡ゐ至りし如く今また其肢體をさゝげ義の僕となりて聖潔に至るべし　二十蓋なんぢら罪の僕なりし時ゐい義ゐ事ざれる也　二一爾曹いま耻る所のことを行ひし其とき何の果を得たりしや此等のことの終い死なり　二二然ど今罪より釋されて神の僕となりたれば聖潔ゐ至るの果を得たり且ろの終い永生なり　二三罪の價い死なり神の賜い我儕の主イエスキリストに於て賜たる永生なり

第八章　兄弟よ我いま律法を知る者ゐ言ん律法い人の畢生ろの主たるを知ざる乎　二夫ある婦い律法の爲に夫の生る間いろれに繫るれど夫ゐおば其律法より釋さる　三然ば夫の生る間に他の人ゐ適ば淫婦と稱

ハ 羅八〇二　加二〇十九、五〇十八　瑪二〇十四
ニ 加五〇廿二
ホ 羅六〇十三
ヘ 加五〇十九　雅一〇十五
ト 羅二〇廿九　哥後三〇六
チ 羅三〇廿
リ 出廿〇十七　出五〇廿一　徒廿〇廿三　羅十三〇九
ヌ 羅四〇十五、五〇廿　哥前十五〇五十六
ル 哥前十五〇五十六
チ 利十八〇五　路廿〇十一、十三〇廿一　哥後三〇七
ソ 詩十九〇八、百十九〇廿八、百廿七　提前一〇八
カ 王上廿一〇廿、廿五　王下十七〇十七
ヨ 詩一一〇六
タ 加五〇十七
レ 創六〇五、八〇廿一
ソ 哥後四〇十六　瑪三〇十六　西三〇九、十　彼一一〇二
子 加五〇十七
ナ 羅六〇十三、十九

ふべし若し夫ゐおば其律法より釋さるゝが故に人ゐ適とも淫婦ゐい非ず　四然れば我兄弟よ爾曹もキリストの身ゐより律法ゐ就て殺されしもの也これ別人すゐはち死より甦され給ひし者ゐ適て神の爲に果を結むんとおり　五われら肉ゐ在し時い律法ゐ因る罪の慾われらの肢體ゐ動きて死の爲に果を結べり　六然ども今われらを繫る者に於て死たれば律法より釋され儀文の舊樣に由ず靈の新樣に由て事ふ○　七然らば我儕何を言べきか律法い罪なるや非ゐ律法ゐ由ざれば我罪の罪たるを識ことなし夫律法ゐ貪る勿れと言ざれば我貪慾の罪たるを識ざる也　八而して罪い誡の機ゐ乘て我中に各樣の貪慾を起せり律法なければ罪い死るもの也　九われ昔し律法なくして生たれど誡命きたりて罪い活かへり我い死り　十斯て人を生さん爲の誡い反て是われを死しむる者となれり　十一何となれば罪い誡の機に乘て我を誘し其誡をもて我を殺せり　十二ろれ律法い聖し誡も聖く公義かつ善ゐり○　十三然ば善なる者われを死しむるか非ず死しむる者い罪なり罪い善なる者をもて我を死しむれば其罪たること現はれ亦誡に由て罪の甚しきことい現るゝ也　十四ろれ律法い靈ゐある者と我儕い知されど我い肉なる者にして罪の下ゐ賣れたり　十五蓋わが行ふ所は者い我も之を是とせず我ごの願ふ所のもは我これを行ず我が惡む所のもの我こゝを行ゑなり　十六若われ願ざる所の者を行ふ時い律法を善とす　十七然らば今より之を行ふ者い我に非ず我に居ところれ罪なり　十八善なる者い我すなたち我肉に居ざるを知ろい願ふ所われに在ども善を行ふことを得ざれ也　十九わを願ふ所の善い之を行はず反て願ざる所の惡い之を行へり　二十若われ願ざる所を行ふときい之を行ふ者い我に非ず我に居ところの罪なり　二一是故に我善を行はんと欲ふときに惡は我にをる此一の法ゐるを覺ゆ　二二蓋われ内なる人に就ていい神は律法を樂めども　二三わが肢體ゐ他の法ゐりて我心の法と戰ひ我を擄にして我ごの肢體の中にをる罪は法に從とす

ラ 哥前十五〇五十七

イ 羅八〇四　加五〇十六、廿五
ロ 哥前十五〇四十五　帖後三〇六
ハ 約八〇廿六　羅六〇十八、廿二　加二〇十九、五〇一
ニ 羅七〇廿四、廿五　羅三〇廿九　羅三〇廿
ホ 徒十三〇廿九　來七〇十八、十九、十〇一、二〇十、十四
ヘ 哥後五〇廿一　加三〇十三
ト 羅八〇一　哥前二〇十四
チ 約三〇六　哥前二〇十四
リ 加五〇廿二、廿五
ヌ 羅六〇廿一、六〇十三　加六〇八
ル 羅八〇七
ヲ 雅四〇四
ワ 哥前二〇十四
カ 哥前三〇十六、六〇十九
ヨ 約三〇廿四　加四〇六　腓一〇十九　彼前一〇十一
タ 徒二〇廿四
レ 羅六〇四、五　哥前六〇十四　哥後四〇十四　帖二〇五
ソ 羅六〇七十四
ツ 羅八〇六　加六〇八
子 約四〇廿二　西三〇五
ナ 加五〇十八
ラ 哥前二〇十二、來二〇十五
ウ 提後一〇七　約壹四〇十八
ム 可十四〇廿六
井 啓五十六、六五　加四〇五、六
ノ 哥後一〇廿二、五〇五　帖一〇十三、四〇廿
オ 徒十六〇十八　加四〇七
ク 徒十四〇廿二　腓一〇廿九
ヤ 提後二〇十一、十二
マ 哥後四〇十七　彼前一〇六、八、七、四〇十三
ケ 約壹三〇十三
フ 創三〇十九　羅八〇廿二

るを悟さり　二四 隱わる困苦人ある故この死の體より我を救はん者い誰ぞや　二五 是われらの主イエスキリストなるぞ故に神わ感謝す然ば我みづから心にてい神の法に服ひ肉にてい罪の法わ服ふなり

第八章　是故にイエスキリストに在ものい罪せらるゝ事なし　二 りい活す靈の法いイエスキリストに由て罪と死れ法より我を釋せ也　三 りれ律法い肉わ由て荏弱りの能ざる所を神い爲たまへり即ち己の子を罪れ肉の狀となして罪のために遣し其肉に於て罪を罰しぬ　四 りれ律法れ義い肉に從ずて靈に從ひて行ふ我儕に成就せんが爲なり　五 肉わ從ふ者い肉の事を念ひ靈わ從ふ者い靈の事を念ふ　六 肉れ事を念ふい死なり靈の事を念ふい生なり安なり　七 りい肉の事を念ふい神に乖るゞ故なり是神の律法わ服ずず又服ふこと能ざるに因　八 而して肉にをる者い神の心に適ふこと能はず　九 もし神の靈なんぢらに住ば爾曹い肉わ在で靈に在ん凡りキリストの靈なき者いキリストに屬ざる者なり　十 若キリスト爾曹わ在ば體い罪に緣て死靈魂い義わ緣て生ん　十一 若イエスを死より甦らしゝ者の靈爾曹に住ばキリストを死より甦らしゝ者い其なんぢらに住ところの靈を以て爾曹ゞ死べき身體をも生すべし　十二 是故に兄弟よ我儕肉の爲わ負ところ有て肉わ從ひ役る者わ非ず　十三 もし肉わ從ひ役なば死べし若し聖靈に由て身體の行爲を滅さば生べし　十四 凡り神の靈わ導かるゝ者い是すなはち神の子なり　十五 爾曹ゞ受し靈い奴たる者の如く復び懼を懷く靈に非ずアバ父とよぶ子たる者の靈なり　十六 聖靈みづから我儕の靈と偕に我儕が神の子たるを證す　十七 我儕もし子たらば又後嗣たらん即ち神の後嗣にしてキリストと偕わ後嗣たる者なり我儕もし彼と偕に苦を受なば彼と偕に榮をも受べし　十八 われ意ふに今時の苦い我儕わ顯れん榮に比ふべきに非ず　十九 りれ受造者の切望い神の諸子の顯れんことを俟るなり　二十 りい受造者の虛空わ歸せらるゝい其願ふ所わ非ず即ち之を歸する者に因り　二一 ま

コ 可十六〇十五　西一〇廿三
エ 耶十二〇十一
デ 哥後五〇二四
ア 哥後五〇廿八　啓四〇廿六
サ 路十一〇廿八
キ 路十一〇廿六
ユ 哥後五〇七　來十一〇一
メ 太廿二〇廿二　雅四〇三
ミ 亞十二〇十八　明六〇十八
シ 代上廿八〇九　箴十七〇三　耶十一〇廿、十七〇十七、十八〇十廿、十九〇十二　徒一〇廿四　撒前二〇四　默二〇廿三
エ 約壹五〇十四
ヒ 羅九〇十一、廿三、廿四　提後一〇九
モ 出廿三〇十二、十七　詩一〇六　耶十一〇五　太七〇廿三　羅十一〇二　提後二〇廿九
セ 約十七〇廿二　哥後三〇十八　撒十二〇廿一　約壹三〇廿二
イ 西一〇五十一
ス 西一〇十九、十一、十八　來一〇
ロ 羅一〇六、九〇廿四　帖四一〇五　來九〇十五　彼前二〇九
ハ 哥前六〇十一
ニ 約一七〇廿二　帖二〇六
ホ 民十四〇九　野百十八〇六
ヘ 羅九〇廿五
ト 羅四〇廿五
チ 賽五十〇八、九　默十二〇十一
リ 伯卅四〇廿九　西三〇一
ヌ 可十六〇十九
來一〇三、八〇一、十二〇二　彼前三〇廿二
ル 來七〇廿五、九〇廿四　約壹二〇一
ヲ 詩四十四〇廿二　哥前十五〇廿、廿一　哥後四〇十一
ワ 哥前十五〇十七　哥後二〇四、五
カ 約壹四〇四、五〇四、五　默十二〇十一
ヨ 可一〇廿一、廿二　西一〇十六、二〇十五　彼前三〇廿二

た受造者みづから敗壞の奴たることを脫れ神の諸子の榮ある自由に入ることを許れんとの望を有されたり　二二 蓋の受造者い今に至るまで共わ歎き共わ勞苦ことあるを我儕い知　二三 たゞ此等のもの耳ならず聖靈の初て結べる實を有る我儕も自ら心の中に歎て子と成んこと卽ち我儕の身體の救れんことを俟　二四 我儕が救を得い望によれり然ゞ望を見ば亦望なし既わ見ところの者い何で倘これを望んや　二五 若われら未だ見ざる者を望まば忍てこれを待べし　二六 聖靈も亦われらの荏弱を助く我儕い祝るべき所を知ざれども聖靈みづから言がたきの慨歎を以て我儕の爲に祈ぬ　二七 人の心を察たまふ者い聖靈の意をも知り蓋神の心に遵ひて聖徒の爲に祈れ也　二八 また凡の事い神の旨に依て召れたる神を愛する者の爲に悉く動きて益をなすを我儕い知り　二九 りれ神い預じめ知たまふ所の者を其子の狀に效せんと預じめ之を定む此い其子を多の兄弟の中わ嫡子たらせんゞ爲なり　三〇 又あらかじめ定たる所の者い之を召き召たる者い之を義とし義としたる者い之に榮を賜へり　三一 然ば此等の事わ於て何をか言んゞ若し神われらを守らば誰か我儕に敵せん乎　三二 已の子を惜ずして我儕衆の爲わ之を付せる者い豈かれに併て萬物をも我儕に賜さらん乎　三三 神の選たる者を訟ん者い誰ぞや義とする神ある乎　三四 罪を定る者い誰ぞや死て復よみがへり神の右に在て我儕の爲に禱告し給ふキリストなる乎　三五 キリストの愛より我儕を絕らせん者い誰ぞや患難なるか或い困苦か迫害か飢饑か裸程か危險か刀劍なる乎　三六 是われら終日なんぢれ爲に死に付され屠られんとする羊の如くせらるゝ也と錄されたるゞ如し　三七 然ども我儕を愛める者に賴すべて此等の事に勝得て餘あり　三八 りい或い死あるひい生あるひい天使あるひい執政あるひい有能あるひい今ある者あるひい後あらん者　三九 或い高き或い深きまた他の受造者い我儕を我主イエスキリストに賴る神れ愛より絕らすること能ざる者なるを我い信ぜり